

【地方就職支援金の支給要件確認表】

令和7年4月1日以降に転入された方（＊）に適用

＊住民票を移さずに東京圏内へ転出していた場合は、地方就職支援金の要件を満たす企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日が令和7年4月1日以降の方

移住後に申請する場合 対象：交通費、移転費

支給対象：①及び②の全ての要件を満たす方

① 移住等に関する要件 [次の（ア）～（ウ）の全てに該当すること。]

確認欄	内 容
	（ア） 移住元 に関する要件〔（a）、（b）の全てに該当すること〕
	（a）大学・大学院（以下、「大学等」という。）の卒業・修了年度において、 東京都内に本部がある大学等の東京圏（※1）内（条件不利地域（※2）を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。
	（b）大学等の卒業・修了年度において、 東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していたこと。
	（イ） 移住先 に関する要件〔（a）、（b）の全てに該当すること〕
	（a） 令和7年4月1日以降に、白山市に転入したこと（＊）。 ＊住民票を移さずに東京圏内へ転出していた場合は、地方就職支援金の要件を満たす企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日が令和7年4月1日以降であること。
	（b）令和7年4月1日以降に、地方就職支援金を申請したこと。
	（c） 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。
	（d） 本市に地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
	（ウ） その他の要件 〔（a）～（c）の全てに該当すること〕
	（a）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
	（b）日本国籍を有する、又は外国籍であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
	（a）【 移転費 を申請する場合】 申請者が白山市移住支援金の交付を受けていないこと。
	（c）その他石川県知事もしくは白山市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

② 就業に関する要件 [次の（ア）、（イ）の全てに該当すること。]

確認欄	内 容
	（ア） 就業先 に関する要件〔（a）～（e）の全てに該当すること〕
	（a） 勤務地が石川県内に所在する企業に、地方就職支援金の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
	（b） 勤務地が石川県内に所在すること。
	（c）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務委託営業を営む者でないこと。
	（d）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
	（e）官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
	（f）就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
	（イ） 就業条件 に関する要件〔（a）、（b）の全てに該当すること〕
	（a） 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
	（b） 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。